

## 1 3 地区 (恵那市)

## 【地域の概要】

近年、田舎暮らしを求め、農ある暮らしがしたいという志向が見受けられるなか、恵那市でも農地付き空き家の問合せが増加している。恵那市農業委員会では農地法施行規則第17条第2項を活用し、空き家バンク登録物件を購入し、農ある暮らしを求める方が農地を取得できるよう協議を重ね、新規就農者の受け入れと育成、遊休農地等の解消と有効利用及び移住定住促進を一体的に取り組み、地域の活性化を図る事を目的とし、平成30年4月1日より下限面積要件を特例で1aに引き下げている(筆指定)。R2年1月末現在では11軒の空き家に付随する農地30筆が下限面積を引き下げ、そのうち7軒19筆7,000㎡の遊休農地が活用されている。

## 取組開始前の状況や課題

○恵那市は3反以上の農地を耕作していなければ面積の小さい農地の権利取得はできず、空き家に付随した小さい面積の農地の遊休化が課題となっていた。

○農ある暮らしをしたい移住定住希望が3反要件をクリアできないため断念するケースがあり、地元より緩和の要望も出ていた。

○遊休農地が進行し、有害鳥獣の被害増加や農業従事者の後継者不足、担い手の確保の面も不安材料となっていた。

○移住定住者が農地付き空き家として農地を取得した場合、栽培技術の面や就農について生じる不安を解消する必要がある。

## 取組内容

○移住定住者の農ある暮らしに関しての不安をサポートすべく、農業委員会と恵那市及びJAの三者でタッグを組み、家庭菜園の初期段階から農業経営など就農内容に応じて農ある暮らしをサポートする体制を整え、制度の確立へ向けた支援協定を締結。

○地元農業委員、推進委員が農地付き空き家の所有者と希望者間の農地取得についてコーディネーターとして関わり、3条許可までの流れをスムーズに進行。取得後も相談役として移住定住者をサポート。



農業委員会と恵那市およびJAの三者連携協定

## 今後の展開と方向性

○今後も引き続き、遊休農地等の解消及び有効利用及び新規就農者の育成と定住促進を一体的に取り組み、地域農業の活性化を図る。

○通常の3反要件を満たしている場合でも移住定住者に就農希望があれば委員が農地コーディネーターとして介入する。

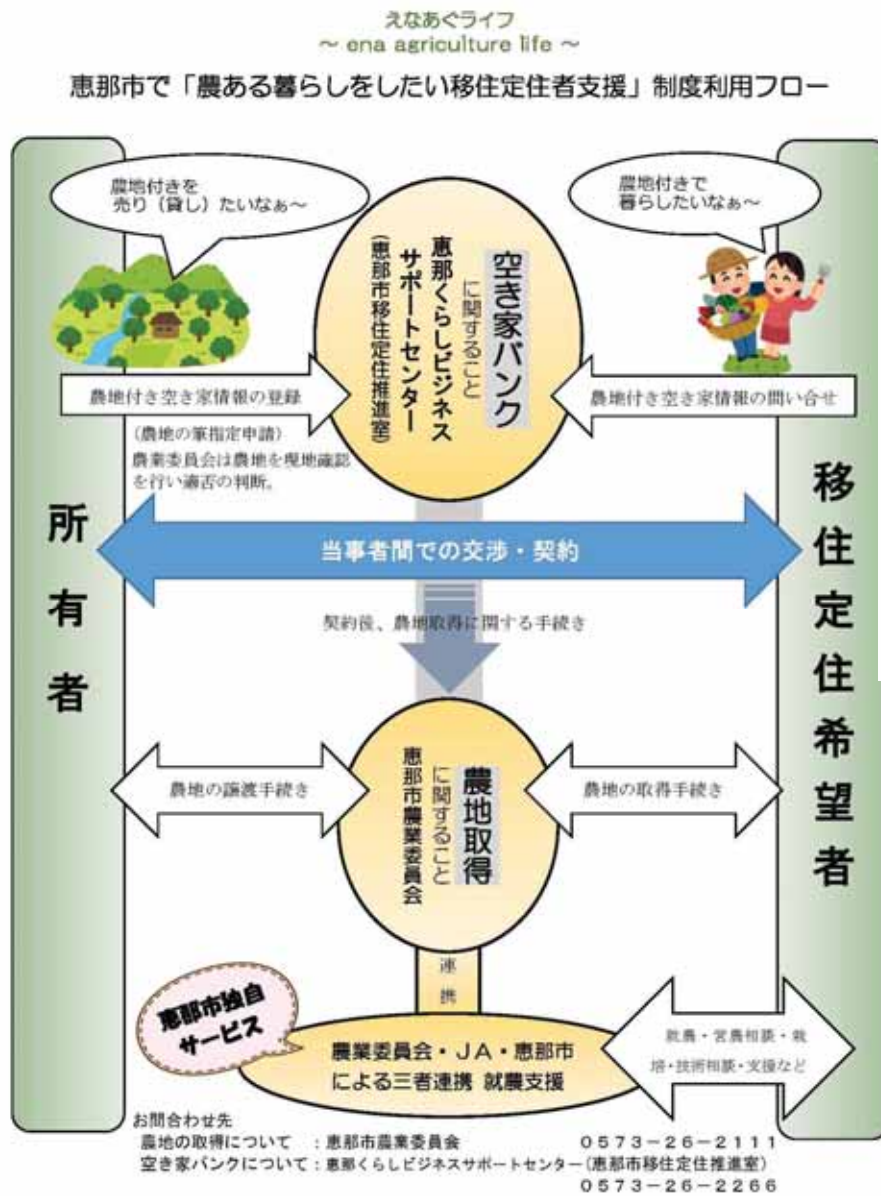
○農業委員、推進委員研修を開催

○行政書士や不動産業界にも周知・連携



えなあぐライフ制度利用者のご夫婦

# <えなあぐライフの仕組み>



農業委員、推進委員、恵那市、JA、地元議員、地域住民で移住定住者を訪問